

伊勢市における障害者である職員の任免状況（令和 6 年 6 月 1 日現在）【令和 7 年 2 月 28 日公表】

① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	1, 2 3 1 人
② 障害者の数	3 5 人
③ 実雇用率	2. 8 4 %
④ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない障害者数	0 人

（参考）法定雇用率 2. 8 0 %

※①1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数」とは、職員数から除外職員及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

※職員数の算定に当たっては、短時間勤務の職員を含み、次のとおり換算して計上しています。

一週間の所定勤務時間が30時間以上の職員については、1 人をもって 1 人に相当するものとして計上しています。

また、一週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満の職員については、1 人をもって 0. 5 人に相当するものとして計上しています。

一週間の所定勤務時間が20時間未満の職員については算定対象外です。

※「② 障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、次の通り換算して計上しています。

- ・重度身体障害者及び重度知的障害者については、1 人をもって 2 人に相当するものとして計上。
- ・短時間勤務（一週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満、以下同じ。）である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については 1 人をもって 1 人に相当するものとして計上。
- ・短時間勤務である重度以外の身体障害者及び知的障害者については、1 人をもって 0. 5 人に相当するものとして計上。
- ・特定短時間勤務（一週間の所定勤務時間が10時間以上20時間未満）である重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者については、1 人をもって 0. 5 人に相当するものとして計上。

※障害者の種類、程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であることや障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。